



2014年8月27日号

目次

(W&B No. 201409CY)

1. 北京・上海・広州に知的財産権法院の設置へ
2. 商標局の出願事務等の手続きの遅延と注意事項

【1】北京・上海・広州に知的財産権法院の設置へ

第12期全国人民代表大会第10回会議が8月25日より31日まで開催されており、この会議においては予算修正法案のほか、安全生産法、行政訴訟法、立法法、広告法、保険法などの改正法案に加えて、最高人民法院は「北京・上海・広州に知的財産権法院の設置に関する決定(草案)」を提出しており、知的財産権専門裁判所の設立の審議が行われる。これにより中国でも知的財産権専門裁判所が創設される運びとなる。

関係サイト：http://www.sipo.gov.cn/yw/2014/201408/t20140819_997516.html

全人代法律委員会は知的財産権の司法による保護強化、知的財産権の審判の公平性と高効率の確保及び地方に知財専門裁判所を設立することの意義を確認している。新設される知識産権法院は中級人民法院と同じクラスであり、特許、植物新品種、集積回路配置設計、営業秘密(ノウハウ)などの知的財産権関連民事訴訟及び行政訴訟を所轄し、直轄市の知識産権法院が通常の行政地域を超えて管轄するように設置するとしている。

なお、著作権、商標権などの知的財産権関連民事訴訟及び行政訴訟、上訴案件は管轄地の基層人民法院が担当する。また、国務院の行政部門の裁定や決定に対する行政不服或いは知的財産権出願に関する行政第一審は北京知識産権法院の所轄となる。

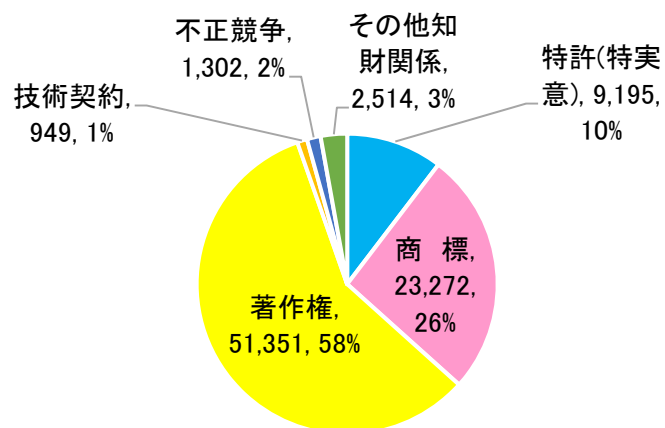
上記の知識産権法院第一審の判決や裁定についての上訴は、当該第一審知識産権法院の所在する地区の高級人民法院の管轄となる。

こうした専門裁判所の設置により、知的財産権保護の強化、統一した判断の適用、地方保護主義の防止をすることが期待されている。また、知的財産権訴訟が急増している状況、侵害の審理内容の一層の高度化、また、

中国知的財産権訴訟受理件数推移 2011-2013年

民事第1審	2011年	2012年	2013年	前年比
特許(特実意)	7,819	9,680	9,195	-0.5%
商標	12,991	19,815	23,272	+17%
著作権	35,185	53,848	51,351	-0.5%
技術契約	557	746	949	+27%
不正競争	1,137	1,123	1,302	+16%
その他知財関係	2,193	2,207	2,514	+14%
合計	59,882	87,419	88,583	+1%

2013年知的財産権訴訟受理構成比



国際社会から判決に対する注目度が上がっていることから、司法による公平な判断と執行の実現に対応することを目指している。なお、知識産権法院が管轄地区を超えた事件を担当することになることから、他の中級人民法院との関係、知識産権法院の上訴案件の取扱いなど解決しなければならない課題は残っている。

【2】商標局の出願事務等の手続きの遅延と注意事項

工商行政管理総局商標局は、8月11日付けで業務遅延に関するお詫びの公示を行った。商標局は4月中旬から商標出願及び管理の自動システムの更新作業において、度重なるトラブルが発生したことの理由から商標出願の受理、審査、商標登録証の発行、商標審査の受理、審判などの業務が滞る事態になっており、最近になって、審査業務など部分的に回復したことを公表した。しかし、商標出願の受理、商標登録証の発行、商標審査の受理、審判などの業務については順次回復の途中であることを説明している。

関係サイト：http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201408/t20140811_147459.html

こうした遅延は商標法改正の5月から際立ったこと、従来3週間程度で通知された出願番号通知も全く発行されなかったために、出願時に指定した商品名や役務名の初級審査が厳格になったなど様々な憶測があった。なお、昨年来システムの変更のためにたびたび停止や動作が不安定であった商標検索システムも8月に入り、比較的安定して利用ができるようになってきている。

ところで、改正商標法の導入以降、商標出願における変化や注意点がいくつかある。その一部を下記の通り、ご参考まで紹介する。

1. 商標出願時

① 法人登記簿(現在事項証明書)の提出

改正商標法施行以後に出願時に現在事項証明書のコピーの提出を求められています。以後は、内容に変更がなければ現地代理人がコピーで対応可能です、委任状の送付に併せて、ご提供ください。

② 商品や役務の説明書

ご指定の商品や役務が「中国の類似商品及び役務区分表」に掲載されていない場合、その商品や役務の具体的な概要、使用方法などを理解できる説明書をご提供ください。

2. 分割出願 関連サイト：http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201408/t20140820_147772.html

1) 出願手続き

- ① 商標局は「商標出願部分拒絶通知書」に併せて、「商標登録出願分割出願書」を送付する。
- ② 出願人が分割出願する場合、受領日から15日以内に「商標登録出願分割出願書」に具体的な分割出願内容を記載し提出する。官費は不要。社名変更等があれば相応の証明書類を提出。
- ③ 商標局は受理後、認可できる部分は新規出願番号付与(原出願日維持)通知、公告する。
- ④ 認可されない部分は復審手続きによる再審及びその後の不服訴訟手続きをとることができる。

② 注意事項

- ① 分割出願は商標局の拒絶通知に併せて、各出願1回のみである。
- ② 提出する「商標登録出願分割出願書」は原本で、法定期限内の提出以外は放棄と見做される。
- ③ 一旦分割出願した場合、撤回はできない。

以上



*** 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■**